



第38回法人会全国大会千葉大会 幕張メッセ幕張イベントホールにて

▼ CONTENTS

- 新年のご挨拶 2
- 名刺広告 4
- 税務署だより 8
- 税制改正要望の陳情 12
- 令和5年度税制改正に関する提言／スローガン 13
- 第3回理事会報告／鹿児島研修旅行 17
- 令和4年度納税表彰式 18
- 全国大会（千葉大会） 19
- ブロック合同実務研修会／法人税申告書の書き方
講習会／市民のための税金教室（揭示） 20
- ブロックニュース／部会ニュース 21
- ふなばしの四季 24
- 新入会員のご紹介 28
- e-Tax 推進税理士の紹介 29
- インボイス制度について 30



新年あけましておめでとうございます。会員の皆様におかれましては、輝かしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

令和5年、年頭に当たり謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

平素は、公益社団法人船橋法人会の事業活動に深いご理解と絶大なご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年も、コロナで始まりコロナで振り回された一年でありました。マスク生活もうんざりというところではないでしょうか。一日も早くマスクが取れ平常な日常が取り戻されることを期待したいものです。ただ、昨年末には、経済に甚大な打撃を与えたコロナ禍も最悪期を脱し、「ウイズコロナ」の状態になったといわれております。海外からも制限なく人が来られるようになり、インバウンド客が見られるようになりました。

しかしながら、ロシアによるウクライナ侵攻など地政学的リスクの増大の影響を受け、急激な物価上昇。米国等との金利の差による円安。とくに、コロナ対策を国債で賄った償還財源について、多くの先進国では大枠の返済計画を示し、既に実行に移し始めていますが、わが国では、その道筋は示されておられません。さらに、最速のスピードで進む少子高齢化に加え、人口減少という極めて深刻な状況にあり、先行きの不透明感・不確実性が急速に進展しています。地域経済を牽引する中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、早急な実態経済の回復を期待したいものです。

会員の皆様におかれましても、このような環境の影響で、企業経営にまた生活に大きな影響を受けられているものと拝察いたします。

このような時だからこそ、公益法人としての法人会として地域の人と人との絆を深く、強くなることを願っております。

ただ、残念ながら、公益社団法人船橋法人会も多くの事業が延期もしくは中止を余儀なくされました。しかしその中でも総会、理事会、ブロック・委員会・部会活動等、そして、法人会全国大会と、最低限必要な活動は行うことができました。特に会員増強活動や税制提言活動・租税教育活動などコロナ禍にもかかわらず、役員、会員の皆様が安全を意識しながらも積極的に活動され大いに結果を残していただいたものと感謝いたしております。今後リモートとリアルを併用したハイブリットの会議や研修をとおしてインボイス制度、事業承継税制、e-Tax制度など正しい税知識の普及と納税道義の向上に努めてまいりたいと考えております。会員の皆様におかれましては、公益社団法人船橋法人会に入会していることが社会貢献活動の一つであるのご認識と誇りを持ち、自己啓発と自己研鑽に努め、積極的に法人会の事業にご参加いただければ幸いです。

結びに当たりまして、本年も金澤節男船橋税務署長様はじめ税務ご当局の皆様のご指導とご鞭撻を賜りますようお願いいたします。

会員の皆様におかれましては、心身共に健康で明るく、希望に満ちた実り多い年になりますようご祈念申し上げます。年頭の挨拶といたします。



新年あけましておめでとうございます。

令和5年の年頭に当たり、公益社団法人船橋法人会の皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げます。

旧年中は、田中会長をはじめ役員並びに会員の皆様には、税務行政の円滑な運営に対しまして、深いご理解と多大なるご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、ロシアのウクライナ侵攻に端を発し、先進国によるロシアに対する経済制裁のほか、我が国では、資源高、円安により社会経済活動に大きな影響がありました。

税務行政においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、「税を考える週間」の恒例行事である「市民のための税金教室」など開催中止となったものの、感染症対策を講じた上ではありますが、「納税表彰式」の式典を3年振りに開催することができました。受彰者の皆様に直接お祝いをお伝えすることができ大変嬉しく思いました。

貴会におかれましては、企業の健全な発展、地域社会への貢献、納税道義の向上を目指し、税務・経営に関する研修会の開催や、租税教育活動の一環として「税に関する絵はがきコンクール」、「租税教室」への講師派遣など様々な活動に意欲的かつ熱心に取り組まれました。貴会のこうした献身的な活動に、深く敬意を表する次第です。

本年も、効果的な会活動が展開されますことを期待しますとともに、私どもも、できる限りのお手伝いをさせていただきますと存じます。

さて、新年を迎え、令和4年分の所得税、個人事業者の消費税等及び贈与税の確定申告の時期となりました。本年も、十分に感染防止対策を講じた上で、確定申告書の作成会場を開設いたします。船橋税務署といたしましては、確定申告の最重要課題として、確定申告会場にお越しただかなくても申告ができる自宅等からのe-Taxの利用拡大、特に、「スマートフォンによる申告」を推進したいと考えております。会員の御家族や従業員の皆様への周知をお願いいたします。

また、本年10月1日から消費税のインボイス制度が開始されます。インボイス発行事業者として制度開始から登録を受けるためには、原則として、本年3月31日までに登録申請を行う必要があります。

貴会におかれましても、制度の周知・広報について、引き続きご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに当たり、公益社団法人船橋法人会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝と事業のご繁栄を心から祈念申し上げまして、年頭の挨拶とさせていただきます。

令和5年 本年も

 <p>会長 田中 保生 (株)音映システム 浜町2-1-1ららぽーと三井ビル TEL431-2181</p>	 <p>副会長 (Cブロック、厚生、源泉担当) 山田 聡 (株)成晃社 二子町611-1 TEL335-6431</p>	 <p>副会長 (Eブロック、総務、税制担当) 小田原 隆泰 (株)小田原工務店 海神5-16-34 TEL434-1366</p>
 <p>副会長 (Bブロック、広報担当) 木村 誠一 (株)丸文運送 日の出2-3-11 TEL434-6672</p>	 <p>副会長 (Fブロック、組織、青年担当) 高見 澤 篤 (有)高見沢産業 宮本2-1-4-1004 TEL371-4418</p>	 <p>副会長 (Aブロック、研修、女性担当) 中上 雅喜 (株)ナカガミ 古和釜町411-1 TEL457-4801</p>
 <p>副会長 (Dブロック、財務担当) 興松 美奈子 (有)興松ビル 前原西2-14-3 TEL464-5009</p>	 <p>理事 (Aブロック長) 鈴木 明 (有)八木が谷造園 高野台2-7-5 TEL447-1015</p>	 <p>理事 (Bブロック長) 宮口 建二 (株)ダイナテック 芝山1-4-2 TEL462-4448</p>
 <p>理事 (Cブロック長) 福永 幸雄 (有)福永鉄工所 上山町2-493 TEL438-9450</p>	 <p>理事 (Dブロック長) 林 啓悦 仁平林商事(株) 薬円台4-1-23 TEL466-3003</p>	 <p>理事 (Eブロック長) 川上 榮吉 (株)川上商店 宮本9-10-5 TEL434-2281</p>
 <p>理事 (Fブロック長) 福本 英敏 (株)ケイハイ 市場3-17-1 TEL460-0814</p>	 <p>理事 (総務委員長、南船第2支部長) 安村 秀雄 船橋興産(株) 高瀬町31-2 TEL437-8907</p>	 <p>理事 (財務委員長) 蓮池 政貴 船橋ラビット(株) 高瀬町66-3 TEL431-0376</p>
 <p>理事 (研修委員長) 大塚 智明 (有)大塚商店 前原西2-13-13 大塚ビル1階 TEL472-2406</p>	 <p>理事 (厚生委員長、本町第3支部長) 小柳 正和 (有)クリフト 本町7-5-2アオパビル3F TEL422-5131</p>	 <p>理事 (広報委員長) 青野 哲三 (有)エーワンネットワーク 日の出2-2-13第2ナカイビル102号 TEL437-6208</p>
 <p>理事 (税制委員長) 古澤 和一郎 (株)フォーチュン・マネージメント 薬円台5-22-24 TEL469-6769</p>	 <p>理事 (組織委員長) 大原 俊弘 (株)日本都市 藤原7-17-28日本都市馬込沢ビル3F TEL401-3861</p>	 <p>理事 (八木が谷支部長) 石井 和好 (有)イシイオートサービス 高野台5-10-1 TEL448-6320</p>
 <p>理事 (二和支部長、総務委員) 中村 弘之 (株)中村商店 二和東2-10-2 TEL448-2451</p>	 <p>理事 (三咲支部長、財務副委員長) 岡庭 一美 (有)岡 美 三咲5-32-50 TEL440-3397</p>	 <p>理事 (松が丘支部長・税制委員) 台田 正則 (株)プロリード 坪井東4-11-12 TEL03-5879-4131</p>








よろしくお願ひ致します

 <p>理事 (金杉支部長、組織委員) 高橋 徳昭 (株)船橋樹脂工業 金杉7-43-34 TEL448-1211</p>	 <p>理事 (新高根支部長、組織委員) 滝田 敦司 (有)タキタ工業 新高根1-23-11 TEL401-6617</p>	 <p>理事 (北習高根支部長) 三須 栄光 (株)セレブ 高根台7-28-19 TEL464-8787</p>
 <p>理事 (習志野支部長) 秋元 正宏 東葛テクノ(株) 習志野台4-4-7 TEL050-3850-6190</p>	 <p>理事 (芝山西習支部長、研修委員) 皆川 義昭 (株)ベストランド 芝山2-2-1ルミエール飯山満1F TEL456-3031</p>	 <p>理事 (北船第1支部長・組織副委員長) 鯨井 祐介 (株)ホエル 藤原3-23-36 TEL430-8655</p>
 <p>理事 (北船第2支部長、税制委員) 宇井 一男 (有)宇井工務店 丸山2-22-3 TEL438-1376</p>	 <p>理事 (夏見支部長) 安中 悟史 (有)アンナ力造園 東町207 TEL422-9052</p>	 <p>理事 (前原東支部長、総務委員) 澤井 淳 (有)沢井工業 前原東3-17-6 TEL479-0442</p>
 <p>理事 (二宮支部長、厚生副委員長) 池田 昭夫 (有)IKDインシュアランス 二宮1-22-5 TEL490-3933</p>	 <p>理事 (薬円台支部長・研修委員) 大久保 秀一 大久保スレート建材(株) 薬円台3-6-8 TEL466-0377</p>	 <p>理事 (前原支部長・税制委員) 浅原 友美 東洋住販(株) 前原西2-21-6 4F TEL477-1105</p>
 <p>理事 (三山支部長、広報副委員長) 鎌田 勉 (株)鎌田工務店 習志野2-5-10 TEL436-8317</p>	 <p>理事 (本町第1支部長、財務副委員長) 伊藤 久子 (有)はなゆい 本町2-10-29 TEL433-4466</p>	 <p>理事 (本町第2支部長、財務委員) 山崎 秀樹 (有)山崎石炭商会 本町4-9-5 TEL422-2461</p>
 <p>理事 (市場支部長・広報委員) 櫻井 竜 (有)櫻井青果 市場1-8-1 TEL424-8338</p>	 <p>理事 (宮本第1支部長) 海老原 和正 (有)オトエムカンパニー 宮本5-11-9 TEL422-7223</p>	 <p>理事 (宮本第2支部長、総務副委員長) 岩下 杉彦 (有)岩下不動産鑑定事務所 宮本1-6-18 TEL422-1448</p>
 <p>理事 (本中山支部長、厚生委員) 藤井 秀明 (有)藤井商店 本中山2-1-24 TEL334-5005</p>	 <p>理事 (西船第1支部長・税制委員) 吉田 茂行 (株)タウンプランニング 西船4-29-16エステート・ショーエー201 TEL495-5260</p>	 <p>理事 (西船第2支部長、総務副委員長、源泉部会長) 川野辺 武雄 (株)フロントン 葛飾町2-340フロントンビル1F TEL432-4541</p>
 <p>理事 (海神支部長) 鈴木 康男 日興建設(株)千葉支店 南海神1-7-1 TEL431-4018</p>	 <p>理事 (南船第1支部長、研修委員) 水上 智 千葉日石(株) 南本町11-14 TEL434-4111</p>	 <p>理事 (湊町支部長) 内海 金太郎 かねはち水産(株) 湊町1-12-12 TEL433-2501</p>

令和5年 本年も

 <p>理事 (組織委員・女性部会長)</p> <p>座間 久子 三共防除(株) 前原東5-16-11 TEL473-7831</p>	 <p>理事 (組織委員・青年部会長)</p> <p>積田 淳 (有)専保 宮本7-23-18 TEL404-5360</p>	 <p>理事 (元副会長)</p> <p>金子 研一 (株)わかまつKコーポレーション 北本町1-3-1Kメディカルモール201 TEL425-1791</p>
 <p>理事 (元副会長)</p> <p>小原 智 不二公業(株) 金杉町893-1 TEL438-2511</p>	 <p>理事 (税制委員、元財務委員長)</p> <p>篠田 好造 (有)船福商事 本町6-21-1 TEL423-2729</p>	 <p>理事 (元Cブロック長)</p> <p>狩野 文夫 (株)ワタリ電気 行田町365-1-510 TEL438-5734</p>
 <p>理事</p> <p>橋本 英世 (株)橋本 薬円台6-6-6 TEL465-5551</p>	 <p>理事 (組織副委員長)</p> <p>佐久間 兼治 (有)船橋トーヨー建商 高根町2680-3 TEL439-5179</p>	 <p>理事 (広報副委員長)</p> <p>輪 湖 信 アツサ電気工業(株) 湊町3-7-15 TEL433-1061</p>
 <p>理事</p> <p>松丸 友樹 昭和興業(株)船橋儀式殿 北本町1-8-1 TEL425-4444</p>	 <p>監事 (元副会長)</p> <p>鈴木 正 京葉運送(有) 本町6-2-10-316 TEL423-3329</p>	 <p>監事</p> <p>森嶋 康長 (有)Y・M・A・Office 湊町2-1-2 TEL433-3212</p>
 <p>監事</p> <p>林 敬 (株)船橋中央自動車学校 飯山満町2-635 TEL464-3421</p>	 <p>顧問 (前会長)</p> <p>平田 俊光 (株)三田濱楽園 湊町2-8-5 TEL433-3751</p>	 <p>相談役 (元副会長)</p> <p>伊藤 賢二 (株)伊藤楽器 本町1-9-9 TEL466-0111</p>
 <p>相談役 (元副会長)</p> <p>中村 榮 (有)海神ドット釘工業所 栄町2-14-2 TEL432-0311</p>	 <p>相談役 (元副会長)</p> <p>金子 三智子 (株)エステート大蔵 本町4-24-19 TEL422-0171(代)</p>	 <p>相談役 (元監事)</p> <p>遠藤 幸四郎 (株)和幸電気工事 咲が丘4-24-20 TEL448-4355</p>
 <p>相談役 (元副会長)</p> <p>柴田 正道 大日クレーン(株) 豊富町594 TEL457-1781</p>	 <p>相談役 (元監事)</p> <p>石毛利 幸 (株)伸 幸 本中山2-23-13 TEL424-2932</p>	 <p>相談役 (元副会長)</p> <p>近藤 幸治 日立電工(株) 習志野1-12-13 TEL465-3136</p>
 <p>相談役 (元監事)</p> <p>野中 邦彦 習志野機材(株) 習志野2-8-20 TEL488-7001</p>	 <p>相談役 (元副会長)</p> <p>山崎 新一 (株)山崎工業 三咲7-12-1 TEL449-7001</p>	 <p>相談役 (元副会長)</p> <p>古橋 久治 古橋工業(株) 金杉4-5-18 TEL448-3624</p>

よろしくお願ひ致します

 <p>相談役 鈴木 澄江 (株)肉のスズキ本店 東船橋1-2-2 TEL424-2344</p>	 <p>相談役 (元監事) 森田 雅巳 (株)パステルタウン 本町4-35-14 TEL425-2820</p>	 <p>参与 (元第1ブロック長・元監事) 河上 達夫 丸山金属工業(株) 海神町南1-1475 TEL433-0011</p>
 <p>参与 (前Eブロック長) 増田 明正 (有)中村屋肉店 市場1-8-1 TEL423-0430</p>	 <p>参与 (税制委員、元女性部会長) 松本 仲子 (株)船橋安全 東船橋3-34-4 TEL422-8840</p>	 <p>参与 (組織委員、元女性部会長) 根本 千枝子 (有)アテナ・コーポレーション 宮本2-9-5 TEL423-5518</p>
 <p>参与 工藤 祐政 (株)サン中央ホーム 飯山満町3-1535-17 TEL462-0188</p>		

令和4年11月末現在



税務署 だより

税務署 だより

船橋税務署からのお知らせ

【問合せ先】〒273-8574 船橋市東船橋5丁目7番7号 Tel 047 (422) 6511 (代表)

※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

自宅から e-Tax が便利！

～ 申告書の作成・送信は国税庁ホームページをチェック～

自動計算

画面の案内に沿って入力すれば税額まで自動計算



自動入力

マイナポータル連携や過去の申告データを利用して自動入力



自宅から

マイナンバーカードとスマホでe-Tax!



e-Tax なら早期還付されます！



←スマホはこちら

税理士による無料申告相談

～ 申告書を作成できます～

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

期 間	会 場	所 在 地	受 付 時 間
2月1日(水) ～ 2月3日(金)	船橋フェイスビル6階 「きららホール」	船橋市本町 1-3-1	午前9時30分から 午後3時30分まで
2月7日(火) ～ 2月10日(金)※	飯山満公民館2階講堂	船橋市飯山満町 1-950-3	

- 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書(土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除く。)を作成して提出できます。**申告書等の提出のみの場合は、郵送又は所轄の税務署窓口にてご提出ください。**
 - ご来場の際は、前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告相談に必要な書類、筆記具、計算器具及びマイナンバーに係る本人確認書類(詳しくは裏面をご確認ください。)の写し等をご持参ください。
 - 会場の混雑回避のため、「**入場整理券**」を当日配付します。**(オンライン事前発行は、行いません。)**
 - **入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。**
 - 申告書用紙の発送時期によっては、無料相談が終了している場合がありますのでご了承ください。
 - 駐車場の利用については、各会場の規則に準じます。
- ※ 2月10日(金)は飯山満公民館2階講堂で税理士会の独自開催による無料申告相談を行います。

税務署だより

税務署だより

申告書作成会場の開設について

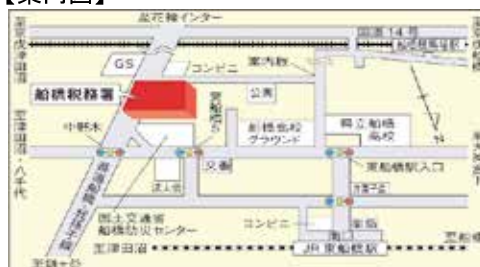
～混雑(3密)回避のため入場整理券を配付します～

開設期間	会場	時間
2月1日(水) ～ 3月15日(水) ※ 土、日及び祝日を除きます。(注)	船橋税務署 船橋市東船橋5-7-7	【受付】 午前8時30分から午後4時まで ※ 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。 【相談】 午前9時から(提出は午後5時まで)

(注) ただし、2月19日及び2月26日の日曜日は開場します。

- 令和4年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。
- 入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。是非、LINEによる事前発行をご利用ください。
- **入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。**
- 3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の来場をお勧めします。
- 当署の駐車場(1月から3月までの間)及び近隣店舗の駐車場は使用できませんので、お車での来署はご遠慮ください。

【案内図】



オンラインで事前発行

LINE アプリで国税庁の公式 LINE アカウントを友だち追加してください。



友だち追加はこちらから！

会場内での感染防止策と来場される方へのお願い

～申告書作成会場及び税理士による無料申告相談会場は感染防止策を講じた上で開設します～

- 相談の従事者においては、日頃から手洗い・うがいの徹底や体調がすぐれない場合には相談に従事しないといった対応をしているほか、相談の際はマスクやフェイスシールドを着用し、会場をこまめに換気するなどの対策を徹底しています。
- ご来場の際は、できる限り少人数でお越しください。
- ご来場の際は、マスクを着用の上、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただくようお願いいたします。
- 入場の際に検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。なお、発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、無理をせずに、来場を控えていただくようお願いいたします。

～事業所得者・不動産所得者のみなさまへ～

消費税 インボイス制度について

令和5年10月1日からインボイスを交付するためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください！！

スマートフォンからでもe-Taxで申請できます。

e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。



インボイス制度
特設サイト



税務署 だより

税務署 だより

源泉所得税徴収高計算書の送信は **e-Tax**、納付はこちらをご利用ください

国税の

簡単! 便利な!

国税庁

キャッシュレス納付のご案内

国税の納付は、**金融機関や税務署等の窓口に行く必要がない**、非対面の「キャッシュレス納付」が大変便利です。

1>> ダイレクト納付



こんな方におススメ!

e-Taxで申告されている方、源泉所得税の毎月納付など頻繁に納付手続をされている方

さらに詳しい情報は
こちら



ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxから簡単な方法で口座引落しにより納付する方法です。

- 納付方法** パソコンやスマホから、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付する方法です。
- 事前手続** e-Tax利用開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。



2>> 振替納税



こんな方におススメ!

申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出する必要のある方

さらに詳しい情報は
こちら



振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落しにより納付する方法です。

- 納付方法** 預貯金口座からの自動引落しにより納付する方法です。
- 事前手続** 初回のみ振替依頼書の提出が必要です。
※ e-Taxによる提出が可能です。



3>> インターネットバンキング等



さらに詳しい情報は
こちら



- 納付方法** インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付する方法です。
- 事前手続** インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約、e-Tax利用開始届出書の提出が必要です。

利用可能な金融機関については、「ペイジー(<https://www.pay-easy.jp/>)」でご確認ください。



4>> クレジットカード納付



さらに詳しい情報は
こちら



- 納付方法** 「国税クレジットカードお支払サイト (<https://kokuzei.noufu.jp/>)」からお手持ちのクレジットカードを利用して納付する方法です。※納付税額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は国の収入になるものではありません)。

税務署 だより

税務署 だより

源泉所得税ゼロ納付書の提出等はお忘れなく！

所得税徴収高計算書（納付書）は、納付する税額がない（「本税」欄が「0」）場合でも、必ず所轄税務署にe-Taxにより送信又は郵便若しくは信書便により送付又は提出してください。

納付する税額がない場合でも、所得税徴収高計算書は所轄税務署にe-Taxにより送信又は郵便若しくは信書便により送付又は提出してください。

ゼロ納付書の提出がない場合は、税務署（若しくは源泉所得税事務集中処理センター室）からご連絡する場合がありますのでご注意ください。

国税に関する一般的なご相談には

国税局電話相談センター

で対応しております。

国税局電話相談センターでは、

税務に精通した **相談専門の職員** がお答えします。

《ご利用手順》

所轄の税務署へ電話

受付 8:30~17:00（土、日、祝日及び年末年始を除く）

音声案内に従い

①番を選択

① 国税局電話相談センター

② 税務署からのお尋ね・税務署での面接相談事前予約等

③ 消費税の軽減税率制度及びインボイス制度についてのご相談
消費税の軽減税率制度及びインボイス制度についてのご相談等は、専用ダイヤルを設けて受け付けています。TEL 0120-205-553（9:00~17:00）

（注） 所得税等の確定申告期は、0番に確定申告に関するご相談等が追加されます。

税務署での面接相談は、事前予約が必要です。

音声案内に従い

相談内容を選択

① 所得税

② 源泉所得税・年末調整・支払調書

③ 譲渡所得・相続税・贈与税・財産の評価

④ 法人税

⑤ 消費税・印紙税

⑥ その他

税制改正要望の陳情

この令和5年度の税制改正要望と言うのは、令和4年に全国各地の法人会を通じて寄せ集められた「税制を、このようにして欲しいという会員の声」を各県の法人会連合会が検討し、更にそれを寄せ集めた全国法人会連合会が精査し取りまとめたもので、全国大会で発表された（今年は千葉県連法人会主催）ものを、全国夫々の法人会が所属する自治体の長や、地元選出の国会議員に陳情する法人会活動の一貫です。

地方自治体への今年の主な提言の内容は、固定資産税・都市計画税の軽減、二重課税の可能性のある法人事業税の廃止、公務員給与・議員及び行政委員報酬の減額です。

令和4年11月17日（木）14：00～

船橋市長 松戸 徹氏・船橋市議会議長 渡辺 賢次氏 訪問

11月17日午後2時に、田中会長、税制担当の小田原副会長、中上副会長、厚生小柳委員長、久保本事務局長、小生の6名が船橋市役所に、船橋市長と船橋市議会議長を訪れ、税制改正要望を陳情しました。

最初に陳情したのは、松戸市長です。

「令和5年度の税制改正要望書」と、その地方税に関する部分を簡潔にまとめた文書を手交しました。

また、その場をお借りして令和4年9月2日（金）に行われました船橋法人会チャリティーゴルフ大会で集められました募金6万8千円を船橋ふるさと応援寄付金（ウクライナ難民支援）として会長と小柳委員長より船橋市へ寄付致しました。

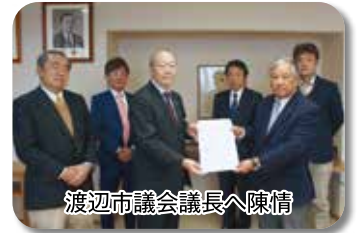
その後、渡辺賢次市議会議長にも、「令和5年度の税制改正要望書」、その地方税に関する部分を簡潔にまとめた文書を手交しました。



松戸市長へ陳情



船橋市へ寄付金贈呈



渡辺市議会議長へ陳情

公務ご多忙にも拘らず、快く要望を聞くお時間を割いて頂いた、松戸市長および渡辺賢次市議会議長には、改めて御礼申し上げる次第です。

令和4年12月2日（金）15：00～

衆議院議員 野田 佳彦氏 訪問

12月2日午後3時から、田中会長、小田原副会長、中上副会長、木村副会長、興松副会長、久保木法人会事務局長、および小生の7名が衆議院第一議員会館に野田佳彦元総理を訪れ、令和5年度の税制改正要望書を手交し、陳情しました。

今回の税制改正要望の陳情で特にお願いしたことは、令和5年10月から導入されるインボイス方式についてでした。

これは昨年、消費税が、非課税、8%、10%と複雑になっていることには反対したのですが、決まってしまったと仰っていたことなので、再度、消費税の簡素化も陳情しました。

具体的には、法人が収める法人税が価格の一部であるのと同様、裁判所の判決でも消費税は納税者が収める価格の一部であるとされました。

しかし、売上1000万円以下業者の消費税による売上げの増加分が利益であってはならないから、その分を納税させると言う観点から導入されたのがインボイス方式でした。

財務省の試算でもインボイスによる税収の増加見込み分は2400億円程度（税収の0.4%程度）であるにも拘らず、「税の簡素化」とは真逆の制度で、納税者の立場から見ても、チェックする税務署の立場から見ても煩雑であることから問題であることを申し上げました。

また野田議員には、未定ではありますが、例年出席して頂いている法人会の賀詞交歓会への出席のお願いをいたしました。

国会開催中のご多忙中にも拘らず、時間をとり陳情を受けて頂きました野田議員には、この場をお借りして御礼申し上げます。

税制委員長 古澤 和一郎



野田衆議院議員へ陳情

全国法人会総連合 令和5年度税制改正提言

令和5年度税制改正スローガン

- ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、税財政改革の実現を！
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！
- 厳しい経営環境を踏まえ、中小企業の活性化に資する税制を！
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！

基本的な課題

I. 税・財政改革のあり方

- ・コロナ禍が最悪期を脱しウイルスとの共生段階に入ったとされる今、まずはこのコロナ対策財源の借金返済をどう進めるかが最大の課題である。
 - ・すでに米国、イギリス、ドイツなどではコロナ禍の真只中にあった時期から、増税などを含めた大枠の返済計画を示し実行に移し始めた。我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう返済計画を策定することが急務である。
- #### 1. 財政健全化に向けて
- ・これまでも財政を左右すると指摘されてきた団塊の世代が、ついに本年度から後期高齢者に入り始めた。本来なら、それまでに少なくともPB黒字化を達成しておかねばならなかった。財政健全化が国家的課題であることを政治家も国民も再確認し不退転の決意で臨む必要がある。
 - (1) コロナ禍は最悪期を脱し社会経済活動は平時に戻つつあるが、その影響がなくなったわけではない。このため、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。
 - (2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ禍収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
 - (3) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。すでに日銀は政府による過剰な依存が主因とはいえ、国債保有が異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。いずれ金融政策は正常化させねばならず、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。
- #### 2. 社会保障制度に対する基本的考え方
- ・社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。現状の「中福祉・低負担」という不均衡を「中福祉・中負担」という正常な姿に改革するには、適正な負担を確保するとともに、給付を「重点化・効率化」により可能な限り抑制するしか方法はない。
 - ・社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点が重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。
 - (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。
 - (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増抑制や都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリックの普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成する必要がある。
 - (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。
 - (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
 - (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
 - (6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因となっており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支

援するためにも、税と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

3. 行政改革の徹底

- ・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが重要である。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。
 - (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
 - (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
 - (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
 - (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

- ・マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、未だ国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それはマイナンバーカードの低い普及率などに表れている。コロナ禍の混乱が同カードを利用したデジタル対応をできなかった結果によるという点を踏まえ、政府は制度の意義の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

5. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

- ・我が国の社会経済活動はようやくコロナとの共生段階に入ったが、欧米のように本格化はしていない。このため、業種によっては依然として苦境から脱出できないでいる企業も多い。政府にはモラルハザードが生じないよう十分に注意しつつ実効性ある対応が求められる。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

- ・中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。コロナ禍の影響が依然残っているだけでなく、エネルギーや原材料価格の上昇などが重なり、経営環境は一段と厳しさを増している。中には廃業に追い込まれる例も珍しくない。そうした中で求められるのは、健全な経営に取り組んでいる企業が、持てる能力を十分に発揮できるような税制の確立である。
 - (1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和5年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。
 - (2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

 - ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和5年3月末日となっている適用期限を延長する。
 - ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。
 - (3) 中小企業等の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（先端設備等導入制度）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末賦課期日が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

なお、「中小企業経営強化税制」「固定資産税の特例」「中小企業防災・減災投資促進税制」「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」は、令和5年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

2. 事業承継税制の拡充

- ・我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。
 - (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。
 - (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
 - ① 猶予制度ではなく免除制度に改める。
 - ② 新型コロナウイルスの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。
 - ③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し

3. 消費税への対応

- ・消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適切であることを指摘してきた。政府は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。
 - (1) 令和5年10月から導入される「インボイス制度」について、すでに「インボイス発行事業者」の登録申請がはじまっているものの、事業者のインボイス制度に対する理解が十分に深まっているとは言い難い。さらに、新型コロナは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらした。これら事業者が事務負担増や取引から排除等の理由により休業に追い込まれることのないよう、当面は現行の「区分記載請求書等保存方式」の維持、または免税事業者からの仕入税額相当額の8割を控除できる経過措置を当分の間維持するなど、弾力的に対応すべきである。
 - (2) インボイス制度を実施するのであれば、国は事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行うに際し、取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
 - (3) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
 - (4) インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。特に電子データ保存の義務化については、全ての事業者が対象となっており影響は大きい。システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

Ⅲ. 地方のあり方

- ・今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さだけでなく、自治体と診療所を含む医療機関の間での意思疎通不足を表面化させ、これによる混乱は現在も尾をひいている。医療制度の抜本改革の必要性については前述したが、現行制度下でも病院間の役割分担や広域的な救急医療など自治体のリーダーシップで解決できる問題は少なくない。要は行政と医療機関のやる気なのである。
- ・地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。
 - (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。
 - (2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
 - (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体においても広く導入すべきである。
 - (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せず高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
 - (5) 地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ. 震災復興等

- ・これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。
- ・また近年、熊本をはじめとした強い地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離した、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

Ⅴ. その他

1. 納税環境の整備

2. 環境問題に対する税制上の対応

- ・欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分

な検討が行われるべきである。

3. 租税教育の充実

税目別の具体的課題

1. 法人税関係

(1) 役員給与の損金算入の拡充

- ①役員給与は損金算入とすべき
- ②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

2. 所得税関係

(1) 所得税のあり方

- ①基幹税としての財源調達機能の回復
- ②各種控除制度の見直し

各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。

- ③個人住民税の均等割

地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

(2) 少子化対策

3. 相続税・贈与税関係

(1) 現在、政府等において、「資産移転の時期の選択に中立的な税制」の構築に向け、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税することが検討されている。制度を見直すに当たっては、格差拡大を防止することに留意する必要があるが、税負担が今以上に重くならない仕組みとすべきである。

また、現行の相続税の課税方式（法定相続分課税）は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要である。

(2) 制度が見直されるまでの間、贈与税は経済の活性化に資するよう、以下のとおり見直すべきである。

- ①贈与税の基礎控除を引き上げる。
- ②相続時精算課税制度の特別控除額（2500万円）を引き上げる。

4. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

令和4年の全国の公示地価は、2年ぶりに上昇に転じた。同年度税制改正では、商業地等の地価が大きく上昇した場合の負担調整措置が講じられた。令和5年度においてもコロナ禍の影響はまだ残るとみられており、引き続き、同様の措置が必要である。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

- ①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- ②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- ③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
- ④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- ⑤国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

(2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

(3) 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体が多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

(4) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5. その他

(1) 配当に対する二重課税の見直し

(2) 森林環境税

令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使って地方自治体に配分（令和4年度は500億円）されているが、その半分が使い残され基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとは言い難く、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。

(3) 電子申告

令和4年度「第3回理事会」

開催日：令和4年10月25日（火）

場所：船橋商工会議所6F 講堂

令和4年10月25日（火）船橋商工会議所6階会議室に於きまして、令和4年度第3回理事会が開催されました。

冒頭の田中会長の挨拶では、田中会長が実行委員長を務められ、10月13日に幕張メッセで開催された全国法人会総連合の第38回全国大会（千葉大会）について、全国から2,000人近い人数を集めて開催できたことの報告があり、無事故で終えられたことに感謝の言葉を述べられました。同大会には当会の女性部会・青年部会の有志の皆様もボランティアとして運営に携わっていただきました。

また来賓である船橋税務署の中野副署長からは、3年ぶりの開催となる納税表彰式の準備を進めている旨のお話があり、受賞される皆様へお祝いの言葉がありました。

本理事会では、以下の議事1から議事4までの4議事が審議・承認され、議事5の報告がありました。

議事1 令和4年度予算の執行状況について

議事2 一般会費の収納状況及び未納会費の回収について

議事3 令和4年度の会員増強の実績及び今後の対応について

議事4 理事が関与する当会との取引承認の件

議事5 令和4年度 会長表彰及び会長感謝状該当者の決定について（報告）

理事会終了後には会場を移し、ブロック長・支部長懇談会が3年ぶりに開催され、コロナ感染症の感染拡大防止に配慮しつつ、懇親を深める場となりました。

総務委員長 安村 秀雄



国内研修旅行～どんどん鹿児島～3日間 ～豊かな自然と食への出会い～

開催日：令和4年10月20(木)～

10月22日(土) 2泊3日

3年ぶりに催行された国内研修旅行に初めて参加させていただきました。

知覧特攻平和会館見学を目的に羽田を出発。期間中の天気は10月なのに夏日になり半袖で過ごせる程の好天に恵まれました。1日目は錦交湾越しの桜島を見ながら島津藩ゆかりの仙巖園（大名庭園）へ、その後南下し長崎鼻から見る雄大な開聞岳見学後指宿ホテルで参加者は砂風呂で旅の疲れを癒しました。

2日目は午前中に知覧特攻平和会館へ。ロシアとウクライナで戦争が起きている中、時代は違70年程前に国の為に散った若き特攻兵やそれに付添う女学生達、特攻兵の出撃前の親・兄弟への手紙・特に母親あての手紙には心打たれるものがありました。本当に今が平和であることのありがたみを実感しました。

午後は霧島神宮を参拝、国歌君が代にある『さざれ石』がこちらにあることを知りました。3日目は午前中飲肥城・武家屋敷・午後鶴戸神宮参拝し宮崎空港を出発。参加者14名全員がトラブルなく、また運よく全国旅行支援による割引の適用もあり無事に2泊3日の旅行を終え帰路に就くことが出来ました。

PS 今後のコロナの状況次第だと思いますが、次回は更に多くの会員様にご参加いただき、異業種間交流の場になることを期待しております。

厚生副委員長 池田 昭夫



仙巖園から見た桜島



知覧特攻平和会館にて



霧島ホテルにて

令和4年度 納税表彰式

令和4年度の納税表彰式が11月16日（水）ホテルフローラ船橋において、船橋税務署・船橋市役所及び当法人会を含む船橋税務協力8団体の共催により3年振りに厳粛に執り行われました。

申告納税制度の普及・発展に努め、納税道義の高揚に寄与された方々に、船橋税務署長からの表彰状、感謝状の贈呈、船橋市から船橋市長感謝状の贈呈、東京国税局長納税表彰受彰者の披露と各団体長から表彰状の贈呈が行われました。当法人会からは以下の方々が受彰されました。

総務委員会



船橋税務署署長表彰受彰者

船橋税務署署長感謝状受彰者



理事・宮本第2支部長
岩下 杉彦



理事・研修委員長
大塚 智明



理事・習志野支部長
秋元 正宏



理事・女性部会長
座間 久子



理事・副会長
高見澤 篤



理事・副会長
興松 美奈子



理事・本町第2支部長
山崎 秀樹



理事・青年部会長
積田 淳



理事・本中山支部長
藤井 秀明

公益社団法人船橋法人会会長表彰受彰者

公益社団法人船橋法人会会長感謝状受彰者



理事・二宮支部長
池田 昭夫



三山支部副支部長
宇佐美 武



Eブロック・副ブロック長
足久保 光雄



理事・北船第2支部長
宇井 一男



広報委員
大嶋 京



理事・薬円台支部長
大久保 秀一



研修副委員長
川瀬 敦



研修委員
村山 富雄

第38回法人会全国大会(千葉大会)

開催日：令和4年10月13日(木)
場 所：幕張メッセイベントホール

昨年10月13日(木)午後2時から、公益財団法人全国法人会総連合主催、一般社団法人千葉県法人会連合会主管(実行委員長：田中保生船橋法人会会長)で全国大会が、千葉県の幕張メッセイベントホールに於いて、第1部の記念講演、第2部の式典、第3部の懇親会と3部構成で開催された。

第1部の記念講演は、「女性がテレビで働くということ」というテーマでテレビキャスター、ジャーナリストの安藤優子氏が講演を行った。

彼女が最初にテレビに出たのは学生アルバイトの時に、脇役の女性として司会者の発言に「頷くこと」。それを続けるうちに次にやはり脇役として「レポーターの名前を一言呼ぶこと」だった。そしてその過程が終わって、やっと取材が許されるようになった。

最初の取材は、やはり学生時代で、何もわからないまま当時自民党幹事長の金丸信氏の自宅にいきなり行かされたこと。テレビ会社に入社してからは、イランイラク戦争にいったこと、カンボジアの内戦に行ったこと、南アフリカのネルソン・マンデラの下で選挙が行われたこと等のエピソードを話し、そして、取材で大切なことは、自分が用意した質問をすることでは無く、相手の話をよく聴くことであると話した。

最後に、ロン・ヤスとお互いに呼び合う関係になった中曽根総理(当時。FENを聞きながら英語を勉強していた。)に取材した時、外国の首脳と会談する時に政治家の心得として大切なことは、愛想よくニコニコと表面的な会談をすることでは無い。各省庁の事務方から出ている要求をしっかりと理解した上で、通訳を通してではなく「自分の言葉」で「気持ちをこめて言うこと」である。「言いたい時に、言いたい事をきちんと筋道を立てて主張すること」が最も大切であると言うことを聞き、非常に感銘を受けた話をして、講演を締めくくった。

第2部の式典では、国歌斉唱の後、会員に対する全法連会長からの表彰、税制改正提言の報告、青年部による租税教育活動の報告が行われ、その後、大会宣言が出された。

そして第3部の懇親会では、参加者は千葉県産の食材を使った食事に舌鼓を打ちながら全国大会は幕を閉じた。

税制改正の提言、および、その解説につきましては、全法連のホームページ <http://www.zenkokuhojinkai.or.jp>

の「法人会からのお知らせ」に載っておりますので、そちらをご覧ください。

最後になりましたが、今回の千葉大会に裏方のスタッフとしてご協力いただきました、女性部会・青年部会・事務局の皆さん前日からご準備をいただき大会を大いに盛り上げていただきました。また、船橋から物産展に出店をいただきました株式会社963様、ご協力ありがとうございました。

税制委員長 古澤 和一郎



実行委員長 田中保生氏



物産展 株式会社963様

ブロック・支部合同実務研修会

開催日：令和4年11月18日（金）
場所：船橋市勤労市民センター

令和4年11月18日（金）15：00～船橋税務署法人課税第一部門 上席国税調査官 福住武大氏にご講演をいただきました。

50名ほどの参加者の中、大塚研修委員長のご挨拶から始まり、Zoomも取り入れたオンデマンド配信にて開催されました。

福住氏からは、「インボイス制度」「電子帳簿保存法」の2点のご講演をいただきました。「インボイス制度」とは適格請求書等保存法といい消費税の仕入額控除に関する制度のお話でした。

控除があるものの年間売上が1000万以下の免税業者にも今後は消費税がかかるので大きな影響を受けると感じました。

「電子帳簿保存法」とは帳簿の印刷をせずにデータのまま保存が可能になり、領収書やレシートなどもスマホ撮影で経理処理や保存が可能になるというお話でした。

紙ベースの書類を補完する場所が少なくなる利点と、データ検索ですぐに書類が探せることが便利になると思いました。

福住上席、勉強になるお話、有難うございました。またお忙しい中ご参加下さいました皆様、有難うございました。 研修委員 皆川 義昭



福住上席調査官



法人税申告書の書き方講習会

開催日：令和4年11月21・22・24日
場所：船橋税務署 3F 会議室

初心者のための「法人税申告書の書き方講習会」を11月21日、22日、24日の3日間（各々1時間30分）船橋税務署3階会議室で実施しました。

この講習会はコロナ禍もあり3年ぶりに開催されました。

（公社）船橋法人会研修委員会主催の研修の中でもかなり中身の濃い講習会となっています。

法人税の確定申告書を作成するのは、税務申告が目的ですが、事業を運営していくために大切なものです。

資金調達のために金融機関へ提出するものでもあります。

講習会では、損益計算書・貸借対照表の作成後の『申告調整』に重点をおいてご指導いただきました。

『申告調整』は、別表を作成し所得金額を導き出しますが、特に別表4（損金不算入関係等）、別表7（交際費関係）、について実際に例題に沿って別表を作成するなど大変充実した講習会となりました。

講師をしていただきました船橋税務署法人課税第1部門審理担当上村調査官様、長時間に亘りご指導いただきありがとうございました。

受講者の皆様もこれからの日々の業務に役立てていただければ幸いです。

大変お疲れ様でした。

まだ受講されたことのない経営者の方、経理担当者の方、来年は是非ご参加をお待ちしております。 研修委員会



市民のための 税金教室

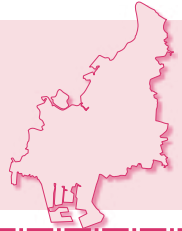
展示期間：令和4年11月11日（金）9：00～
令和4年11月18日（金）15：00

展示場所：イオンモール船橋 1F イオンバイク前～
光の広場間通路

例年11月に「税を考える週間」の活動の一環として開催しております「市民のための税金教室」ですが、残念ながら今年も新型コロナウイルス感染拡大防止により開催は見合わせ、税に関する作品（作文・ポスター・標語・絵はがき）の優秀作品の展示のみとなりました。



ブロックニュース



Eブロック

秩父長瀨方面 日帰りバス旅行 ～紅葉の長瀨ラインくだりと 豪華な地元名産料理を満喫～



日頃はEブロックの活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

Eブロックでは会員の皆様が懇親を深めていただくために毎年恒例で日帰りバス旅行を行っております。

令和4年11月13日（日）に開催となった今回は、74名の参加で埼玉県秩父長瀨方面を巡りました。当日は天候に恵まれて絶好の行楽日和となりました。

まず一行が立ち寄ったのは「秩父まつり会館」でした。ユネスコ無形文化遺産に登録されている「秩父祭の屋台行事と神楽」を3Dスクリーンやプロジェクトションマッピングで鑑賞させていただきました。

秩父まつり会館を後にした一行は長瀨に向かい「長瀨ラインくだり」を体験しました。

長瀨の荒川沿いで見ることができる岩畳と秩父赤壁は、地下にある岩が近く変動で隆起してきたもとのため、その岩は関東山地から九州まで約840kmにわたり続く三波川帯の東にあたるようです。長瀨の荒川から一望できる景色は正に絶景で圧巻させられます。

ラインくだりを終えてからお楽しみのお昼ご飯でした。食事は「花のおもてなし長生館」で見事なご馳走をいただきました。

その後一行が立ち寄ったのはお土産を調達するために深谷市に在る「花園フォレスト」です。参加者の中には両手にいっぱいのお土産を手にしている方もおられました。

そして帰路の車内で恒例のビンゴゲームが行われ笑いあり真剣さありで大いに賑わっておりました。毎年Eブロックバス旅行のビンゴゲームは景品が豪華なことで参加者の中にはビンゴ目当てでお申し込みをされる方もいるのだとか…。

事故も無く到着地の船橋市場へと到着した皆様はご自身のビンゴ当選番号を握りしめて引き換えた景品を抱えて疲れを感じさせることもなく笑顔でお帰りになりました。

ご協力、ご協賛いただいた皆様、華やかさを飾っていただいたガイド様へも心より感謝いたします。

宮本第1支部（青年部会長）積田 淳

開催日：令和4年11月13日（日）

場所：埼玉県秩父長瀨方面

部会ニュース

源泉部会実務研修会 年末調整説明会

令和4年11月9日に船橋法人会源泉部会主催の第2回実務研修会を船橋市勤労市民センターにおいて開催いたしました。毎年恒例のこの実務研修会ですが、この度はコロナ禍にも関わらず、100名近くのご参加を頂き盛況な会となりました。ご参加頂いた法人会員の皆様には深く感謝申し上げます。

冒頭、船橋税務署 中野歩副署長様よりご挨拶を頂戴しました。続いて、審理担当上席国税調査官 湯田様による「年末調整事務について」、上席国税徴収官 吉原様による「法定調書の作成・提出について」、「住民税について」という3つのカテゴリ毎にDVDの視聴と解説を行って頂きました。税制が昨年と大きく変わった点はありませんが、税務業務全般に電子化・ペーパーレス・キャッシュレスの波が押し寄せている現状をより深く理解することが出来ました。

国税庁のホームページにある「年末調整が良く分かるページ」や「チャットボット」など多様に活用していきたいと感じました。

貴重なお時間を頂き、誠にありがとうございました。

開催日：令和4年11月9日（水）

場所：船橋市勤労市民センター



源泉部会幹事 佐藤 しのぶ

女性部会シリーズ研修

これは牛乳パックで出来ているのよ！先ず、この作品を見た人は驚くでしょう。

そして、これは私達女性部会員の作品よ。再び驚くでしょう。

今年度の女性部会シリーズ研修は、費用をかけずに社会貢献事業として寄付をしたいと考えたのが、どこの家にもある牛乳パックを利用したペン立てでした。

参加者を募り、よく洗い乾かした牛乳パック数枚と、ものさし、ハサミを持参し法人会事務局へ集合しました。

最初、先生の作品を見た時、本当に自分にも出来るのか否かと少々不安がよぎりました。

一回目：ペン立ての形を作るために牛乳パックに付ける芯を新聞チラシを丸めて8本作りました。

それを、牛乳パックの1辺に2本ずつ沿うように留めていきます。

角には木の葉のように形どられた添え紙を貼り付け一日目は終了となりました。

二回目：前回作ったものに、色とりどりの和紙を貼っていきます。予め先生が和紙を準備してくださったこともあり、各自好きな柄を選びながら順調に作業が進みました。一角一角丁寧にのり付けをしていくと、だんだん形が形成されます。またそこへ先生に一手を入れていただくと見違えるような見栄えになりました。上手に出来たね！と完成品を見ながら喜びの声が上がりました。この作品を、女性部会社会貢献活動として船橋市内の施設に寄贈させていただく予定です。

女性部会幹事 大嶋 京

開催日：令和4年9月7日(水)・10月17日(月)
場所：船橋法人会事務局会議室



青年部会 第13回門田杯ゴルフコンペ

令和4年10月26日水曜日、晴天で、スコア次第では軽く言い訳できる適度な風が吹く中、久しぶりの門田杯が盛大に開催されました。私としては青年部会厚生委員会メンバーでの初のゴルフコンペでありました。腕は日々磨いているので問題ないのですが(笑)、ゲスト参加の時とは違い、仕切に緊張がありました。しかしそこは、和気あいあいの厚生メンバーで、いじり、いじられての普段の活動時と同じように参加ができ、スコアは今一でしたが、楽しくプレーすることが出来ました。

感動したのは表彰式です。田中会長はじめ、多くの先輩方にご参加いただきましたその際の厚生委員メンバーの対応が、素晴らしかったと感じました。楽しさを演出しながら、締めるところはしっかりと緊張感を持って、そのバランスにセンスを感じました。勿論、ゴルフコンペならではの表彰式というのも大事でまだまだ勉強の余地はありますが、法人会会員としての意識を自覚したのも事実です。勉強になりました。

また来年も盛大に開催されることを祈念するとともに、お一人でも多くのご参加をお待ちしております。

最後になりますが、ご協力いただきました青年部会OBの皆様、青年部会の皆様に感謝申し上げます。

青年部会厚生副委員長 鯨井 祐介

開催日：令和4年10月26日(水)
場所：中山カントリークラブ



青年部会 令和4年度第2回より道勉強会 快眠セミナー

令和4年11月14日（月）、船橋商工会議所6F会議室に於きまして、第2回より道勉強会を開催いたしました。

日々仕事でお疲れの皆様方には興味深いテーマだったのでしょうか？

沢山の方々にご参加いただきました

また参加者の方々には事前にアンケートを頂戴しその内容を踏まえたうえで今枝講師に快眠についてのお話をいただきました。

また、「睡眠力の鍛え方」という冊子に基づき座学の学びと10秒呼吸法や、あしうら快眠法などの実践の学びもありました。驚いたことは、私は布団に入るとすぐ寝れる人ですが、実は睡眠負債がある事に気づかされました。睡眠時間不足と睡眠の質が良くない事を知り、また日本は世界で最も睡眠時間が少ない国でもある事を知りました。実践では、体がホカホカと温まりとても穏やかな気持ちになりました

今回、今枝講師とはインターネットを通じて知り合い、愛知県より来ていただきました

今枝講師のお人柄も良く、大変楽しい勉強会になったと思います

また、多くの部会員様、OB様にも参加していただき感謝申し上げます

引き続き、会社帰りにより道をしていただき「良い学び」をしていただけるようにテーマを選定していきます。今回も皆様方のご協力のもと無事に終了いたしました。ありがとうございました

開催日：令和4年11月14日（月）

場 所：船橋商工会議所 6階会議室にて

講 師：一般社団法人 日本快眠協会 代表理事
今枝 昌子様

参会者：現地参加 43人 リモート参加 14人
合計 57人



青年部会研修委員 小松 正徳

第36回法人会全国青年の集い 沖縄大会

令和4年11月24日（木）・25日（金）に沖縄県沖縄アリーナ・コザ運動公園敷地内にて第36回法人会全国青年の集い「沖縄大会」が開催されました。遠方ではありましたが我が船橋法人会からは総勢16人で参加させていただきました。本会からは田中会長をはじめ、山田副会長、小田原副会長、木村副会長、高見澤副会長、中上副会長にご参加いただきました。宿泊先那覇市から大会会場沖縄市までは2台のレンタカーでの移動。あいにくの小雨の中、沖縄ならではの晴天の風景とはいかなかったのですが沖縄ならではの建物や看板、所々所在する米軍基地を横に見ながらの会場入りとなりました。大会は部会長を対象に部会長サミットが開かれ青年部会の柱である租税教育活動や健康経営プロジェクト、部会員増強について一年間の取り組み成果の発表や表彰もあり全国青年部会の連帯強化になりました。到着してまず会場の雰囲気、思っていた以上に全国の法人会の多くの参加者に圧倒されました。途中激しく降り注ぐ雨の中での場内案内と警備に一生懸命「おもてなし」をされている法人会青年部の方々には深く敬意を感じました。沖縄アリーナ敷地内に設置された物産展で沖縄県の名産などを鑑賞した後、夜は懇親会で郷土料理などに舌鼓を打ち、楽しい時間が流れていきました。最終日は沖縄ワールドにて南国の植物鑑賞、沖縄の古民家、陶芸品、舞踊などを観覧し沖縄ならではの風土や歴史を感じることができました。帰路に就く際に少しでも太陽が出てきたので浜辺で記念撮影。沖縄を感じることが出来た有意義な集いとなりました。最後になりますがこの研修旅行を企画するにあたりご協力下さった皆様、研修旅行にご参加いただいた皆様、その他多くの方のご協力をいただきました。全ての方に御礼申し上げます。有難うございました。

開催日：令和4年11月24日（木）・25日（金）

場 所：沖縄県沖縄アリーナ・コザ運動公園敷地内



部会長サミットの様子

青年部会厚生副委員長 中園 雅晴

ふなばしの三山

～冬～



二宮神社

二宮神社は船橋の三山にあり、初詣をはじめ一年を通し多くの祭事・厄除け・安産祈願等の信仰・祈祷が行われています。新春という事で事始めに初詣を兼ねて取材に行ってきました。

延喜5年(905年)に編纂された「延喜式」の「神名帳」には千葉郡二座(並小)の一座に「寒川神社」とあり、これが二宮神社であったと言われています。現在の社名となった正確な年代は不明との事ですが乾元2年(1302年)に鑄造された鐘には「二宮神社」と刻まれていますので鎌倉時代には既に「二宮神社」と呼称されていたとのことでした。

船橋市指定天然記念物に指定されているこの大イチョウは樹高25m、幹回りは4.71mといわれ、樹齢400年は有しています。市内最大級の大きさと言われ他に類を見ない大きさです。また江戸時代の「成田参詣記」にも描かれるなど古くから人々に親しまれています。

境内へと参道を入ると、谷を横断して進むようになっていきます。

谷の底部には小川が流れており、その水脈は津田沼の菊田神社にある池と繋がり海へと注がれます。



市指定天然記念物 大イチョウ

今年「二宮神社」からスタートしましょう！
船橋市の東部、三山に位置するこの神社は創建約千二百年前の弘仁年間(八一〇～八三三)に嵯峨天皇の御勅創によるものと伝えられます。この神社の室町時代を起源とする数え七年に一度行われる「七年大祭」は近隣の九社が寄り合って斎行される古式ゆかしい祭事です。



大イチョウの銀杏

左の写真は、大イチョウがたくさん銀杏の実をつけた時の写真です。取材の打ち合わせに伺った秋の頃でした。参道に落ちた銀杏を神主さんが掃き清めておられた姿が印象的でした。銀杏は炒ってそのまま食べても美味しいですが、茶碗蒸しに入れるとそれだけで料亭仕様になります。また、串にさしておでんに入ると見た目もよく、敬遠しがちな子供達も喜んで食べてくれるでしょう。卯年の今年こそはと、コロナ禍の終息を祈る取材となりました。



また、ここ二宮神社で数え七年に一度斎行される「下総三山の七年祭り」について少し記してみましよう。ここ二宮神社を含め近隣九社で行われるこの祭りは「室町時代」までその起源をさかのぼります。馬加(千葉市幕張)の城主だった陸奥守康胤(千葉康胤)の奥方が懐妊しましたが、十一ヶ月経っても出産の気配がありませんでした。そこで、心配した康胤は二宮神社(三山村)子安神社(畑村)子守神社(馬加村)三代王神社(武石村)の神主に命じて、馬加村の磯辺の地で安産祈願の祭礼である産屋の神事を斎行しました。これを「磯出祭」といいます。するとまもなく奥方は男子を安産しました。

この御神徳に報いるために、総社である二宮神社に安産御礼の大祭を執行することを領内の村々に告げ知らせて、康胤は若殿を伴い、家臣一同を引き連れていとも麗やかに大祭を行いました。これを「安産御礼大祭」といいます。こうして、今でも七年祭りとして執り行われています。



皇帝ダリア

皇帝ダリアの開花時期は11月から12月と晩秋から冬にかけて美しい花を咲かせる「ダリア属キク科」の植物です。

別名を「木立ダリア」ともいいます。

ここに掲載した花は、船橋市金杉にあります船橋医療センター近くの畑に咲いていたものです。一般的なダリアは成長しても1m程度にしかありませんが、皇帝ダリアは5m程度の草丈になり、その聳え立つ花姿はダリアの王様にふさわしい気高さがあります。

原産地はメキシコ・中米・コロンビアです。

花言葉は「乙女の真心」「乙女の純潔」など女性の心や気持ちを表すものばかりで、真っすぐ天高く伸びて、秋の青空にやさしく澄んだピンク色の花を咲かせる姿に因むとも言われています。

一度植えると何年も育ちながら毎年必ず花を咲かせてくれる「宿根草」なので、植えっぱなしでも大丈夫なとても育て易い植物と言えるでしょう。



澄み切った空とピンクの色が美しい!

こんなスポーツ
スポーツ
 ごぞんじですか

卓球バレー

年齢や国籍や障がいの有無に関わらず、みんなが一緒に楽しむユニバーサルスポーツ「卓球バレー」を紹介致しましょう。

卓球バレーというだけに、コートは卓球台を使います。この競技は1チーム6名で、2組の12名が参加者（選手）です。歴史はまだ浅く1974年頃に筋ジストロフィー症児のために、養護学校で始まった競技であり、全国障害者スポーツ大会では公開競技として実施されています。

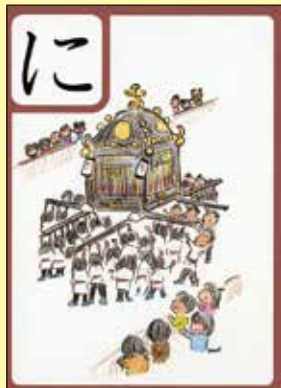
この競技はサウンドボールを使用し、台上を転がして、ラケット（縦横30cm以内木製）を使用します。6人制バレーボールのルールに準じてプレーし、全員椅子に着席、ネット側2名はブロッカーで、サービスを直接返球することはできません。後衛の4名はサーバーです。サービスは1本交代、ラリーは3打以内に相手コートに返します。（但し、3打目がネットの場合は4打目までOKです。）得点はラリーポイント制ネットは白布を下にして、コート面から57mmの高さに張り、サイドラインから垂直にアンテナを立てます。これに触れるとアウトです。図のように、審判はジェスチャーにより、選手にミス等の説明をします。ハンドサインも見る人の気持ちを一つにする大きな役目となります。



船橋かるた

に **二宮神社に七年まつりが** やってくる

三山にある二宮神社の七年祭りは、船橋市・千葉市・八千代市・習志野市から九つの神社が二宮神社に集まる下総地方を代表する連合大祭りで、五百五十年の歴史と伝統を持ち、春の無形民俗文化財の指定を受けている。行事は九月の小祭と十一月の大祭からなり、近年および未来に行われ、数え年で七年ごとになることから七年祭りと呼ばれている。



に **二宮神社に** 七年まつりが やってくる

船橋をよく知ることで、それが地域への愛着や関心に発展していきます。その重要な入口として船橋の歴史、文化財、産業などを詠んだ「船橋のかるた」をつかってカルタ遊びをしながら、子供達に郷土の歴史や文化を伝え、児童の健全育成を図ることを目的に活動しています。平成28年には市内全ての小学校に配布され授業にも役立ててもらっています。

当社はこんな会社・会社自慢

株式会社川上商店

創業112年の老舗、三代目社長は信用第一をモットーに!

〒273-0003
千葉県船橋市宮本9-10-5
TEL 047-434-2281
FAX 047-437-1091
URL <http://kawakami-s.co.jp/>
E-mail info@kawakami-s.co.jp

明治43年にランプ油の間屋として船橋で創業。現在では信頼と実績を重ね、数多くのメーカー様の生活雑貨品・日用品を豊富に取揃えております。100年以上商いをしておりますと時代の景気に左右され業績の波もありましたが、真面目にコツコツと仕事をして汗を流すことでおかげさまで三代続くことが出来ております。小売店さんもめっきり少なくなっていますが、介護施設や公共施設への納入もあって忙しくさせてもらってます。近年では「健康な暮らし」のサポートを目的に、機能的食品のご紹介・販売も行ってまいりますので是非お問い合わせください。



代表取締役 川上 榮吉



川上さんは現在当会の理事（現・Eブロック長）であり、法人会活動に精力的に参加されております。

法人会への入会のきっかけは？

先輩からの誘いで青年部会に参加するようになりました。良い仲間が出来たととても楽しかったです。

組織委員長を歴任されましたね！

いろいろなブロック・支部に関わられて、よい勉強になりました。大変でしたけどいろいろな方と出会えて良い思い出です。

現在Eブロック長としてご活躍中ですね！

各支部の皆さんが楽しく活動してくれてとても嬉しいです。各支部長とも密におつき合いが出来ております。

Eブロックの最近の活動状況はいかがですか？

恒例のバス旅行（長瀬方面）は参加者70名バス2

台で大盛況でした。毎年初参加の方が大勢参加してくれて親睦が深まるんですよ。

法人会への想いをお聞かせください！

各ブロックの特長を活かして活動を広められれば。また、子どもたちの税に関する絵はがきや作文等を普及させて行ければきっと次世代に繋がると思います。

親しみやすいお人柄の川上ブロック長はブロック運営もきっと皆さんと楽しくされているだろうと思います。取材中も笑いの絶えない時間でありました。お忙しい中取材にご協力いただき誠に有り難うございました。益々のご活躍をご期待申し上げます。

取材 広報委員長 青野哲三

つれづれなるままに



記：広報委員 大嶋 京

雪の朝

これは2022年1月7日の朝の風景です。前日の夕方から音もなく雪が降ってしまいました。しんしんと、イヤ、その気配を全く感じないくらいに静かに降り積もっていました。

こんな風景は4年ぶりだと報じられていました。その朝の子供達の通学風景を再現してみましよう!!

いつもは「おはようさん」「おはようございます」「気を付けてね」こんな言葉のやりとりです。でもその日は「真っ白い雪の上を歩いてね」「足に力を入れて歩くんだよ!」「力を入れて歩くと滑らないからね!」「雨じゃなから濡れないよ!」とこんな会話が交わされ3・3・5・5通学路を通って行きました。少しの坂でも靴底が平らなせいか油断大敵!大事に至ることもなく、朝の通学路見守り隊の日課は終わりました。

◇新しく入会された皆様です…よろしく◇

(令和4年9月1日～10月31日入会)

支部名	法人名・個人名	代表者氏名	所在地	電話番号	業種
豊 富	(有)KDMコーポレーション ファミリーマート船橋印内町店	児玉 英幸	船橋市豊富町654-55	047-456-2588	小売業 (コンビニエンス ストア)
豊 富	合同会社 SAFFRON TRADING	ウイクラマアー ラッチラゲヤス ミンカーンチャ ナヴィマラシリ	八千代市島田台1048番地	047-409-9665	中古機械卸売
二 和	(株)Moa	小池 舜	松戸市金ケ作260	080-9089-0307	運送業
二 和	ウェルスター(株)	笠村 強	船橋市二和東3-9-51わおんResidence	047-404-1555	障がい者向けグループホーム
三 咲	(株)セカンドトラック	西 宏隆	船橋市大穴北7-355-1	047-498-9981	小売業 (中古トラック)
三 咲	渡邊建装	渡邊 純也	船橋市三咲2-16-2-204	090-7174-0663	建設業
三 咲	(株)工藤建装	布施 有弥	船橋市南三咲3-28-1-A-101	080-5191-1345	塗装業
三 咲	(株)工藤建装	工藤 英明	船橋市三咲3-14-21	047-498-9333	建設業
大 穴	(株)ナベプロ	渡邊 啓祐	船橋市大穴南1-20-26	047-401-4688	内装工事業
北習高根	Fukuko	高橋 将史	船橋市高根台7-7-10	047-401-1756	医薬品小売り
習 志 野	(株)DoReMi	後藤 里志	船橋市習志野台7-20-5-105	047-707-2957	イベント制作業
習 志 野	ネットヨタ千葉(株)習志野店	星野 誠一	船橋市習志野2-12-19	047-469-0441	新車・中古車販売及び整備
習 志 野	(株)プロキュアメントステーション	征矢野清志	船橋市習志野台6-18-2	047-468-8139	IT業
北船第2	合同会社とっこ	村上 功太	船橋市丸山4-28-1	090-9963-7954	福祉
夏 見	(株)春	池上 純子	船橋市夏見6-7-14エールハイツ1-102	047-407-4475	訪問介護
夏 見	(株)コーヒーのあるところ	粕谷 哲	船橋市夏見2-30-16 MKKガーデン II -205	080-4150-7598	コンサルティング業
夏 見	(株)Yoridokoro	赤坂 泰平	船橋市夏見5-6-8-1	080-2952-8258	薬局
夏 見	(株)ボセイドン	三浦 康平	船橋市夏見3-26-17 SEVENGATE701号	080-5382-4915	デジタルマーケティング のコンサルティング
前 原 東		中村 勝子	船橋市前原西8-23-17	047-464-8583	不動産賃貸業
薬 円 台	合同会社フロントピア	小倉 一泰	船橋市田喜野井4-20-8	047-494-2186	不動産賃貸業
薬 円 台	(株)銀座合同会計事務所千葉支店	棚澤 喜助	船橋市薬円台6-22-20	090-3339-0060	経営コンサルタント
薬 円 台	(株)リンクアップ	白井 真	船橋市薬円台3-14-21	047-469-4820	代理商・仲立業
薬 円 台	電器館ナガイ	長井 大泰	船橋市薬円台5-22-28	047-466-2424	
前 原	(株)L.S.Design	加賀谷 高	船橋市前原西5-13-14-4	080-7801-8141	内装設計・施工
前 原	(株)ブルーム	山崎 厚子	習志野市奏の杜3-14-9	047-702-8900	保育園
前 原	(株)アジア・ワークス	吉田 秀玲	船橋市前原西3-21-1-201	047-407-3701	労働者派遣業
本町第1	プログラメイツ(株)	藤井文一郎	船橋市本町2-12-13	047-435-5929	教育システム開発
本町第1	(株)963	黒川 裕士	船橋市本町2-27-20	047-498-9006	飲食業
本町第2	いづみ探偵事務所	前畑 壮一	船橋市本町3-6-2-1104	080-6560-9939	サービス業
本町第2	グラシオ(株)	横尾 信克	東京都中央区日本橋2-1-21	03-5875-8460	不動産業
本町第2		阿慶田真亮	船橋市本町4-40-23-201	047-429-8823	飲食業
本町第2	ラウンジTR	李 明子	船橋市本町4-41-10-102	047-429-8031	ラウンジ
本町第2	合同会社TS国際	馮 徳双	白井市河原子310-1	047-401-1836	卸売業
本町第2	浦川電気	浦川 秀人	船橋市本町3-27-14	047-423-1640	電気修理
本町第3	(株)Passim	伊藤 功	流山市西深井273-18	070-4476-9940	
本町第3	石島商事(株)	周 志鵬	市川市大野町3-1835-4	047-710-6658	真空包装機械の販売及修理
市 場	素敵屋Alook	小倉恵美子	船橋市市場4-3-2	047-423-6605	小売業
市 場	ネットヨタ千葉(株)船橋市場通店	高橋 和弘	船橋市市場5-8-6	047-424-1011	新車・中古車販売整備
宮本第1	(株)SHITAL&NIL	シュレスタ スニタ	船橋市宮本2-1-4-205号	047-499-7201	人材サービス
宮本第1	(株)スタジオJin	仁木 大明	船橋市宮本3-2-32	047-435-8298	写真用品の製造・輸入・販売
宮本第1	ネットヨタ千葉(株)船橋宮本店	折笠 武	船橋市宮本3-9-9	047-495-3925	新車・中古車販売整備
宮本第1	(株)ZEAL	山崎 伸洋	船橋市宮本8-7-12-6	080-9691-3193	貨物軽自動車運送業
宮本第2	小山真輝税理士事務所	小山 真輝	東京都中央区八丁堀3-28-11-3F	03-6222-8400	税理士事務所
宮本第2		小川アエ子	横浜市南区中村町2-112-2	080-5060-4948	保険業
本 中 山	合同会社曉琳	福田 潤一	船橋市本中山5-12-20	047-713-8895	不動産賃貸業
本 中 山	(株)天幸	田川 天馳	船橋市本中山1-19-13-111	080-3534-0304	内装工事業
西船第2	RefT Computer(株)	前田 雅彦	船橋市二子町493-9明和コーポC303	047-332-2230	電子機器製造販売
西船第2	合同会社村上	村上 悠也	船橋市古作4-9-2	080-8490-2906	不動産管理
西船第2	揚帆商事(株)	林 斯鳳	船橋市栄町1-24-10	080-3272-8629	内装工事業
南船第2	(株)マーベラス	佐藤 良	船橋市若松2-8-7-101	047-412-6055	運送業
湊 町	(株)イクスラボ	姜 笑語	船橋市湊町2-2-6ミナトビル4階	047-402-2764	包装用品卸売

e-Tax 推進税理士のお知らせ

政府が推進している「電子政府」の税務当局版「e-Tax」が、平成16年から利用開始され、船橋法人会は、この普及を図るため、事業計画の重点事項として「e-Taxの利用促進」を掲げ、会員企業のみならず、納税者全員のe-Taxの利用促進運動を展開しています。

また、千葉県税理士会船橋支部においても、「e-Taxの利用」と「代理送信の利用」を推奨しており、支部所属の会員のうち、e-Taxの利用推進に積極的に取り組んでいる税理士に「e-Tax推進税理士」として、自薦により名を連ねていただきましたので紹介いたします。

「e-Taxの利用」や「代理送信の利用」をご検討されている方は、是非名簿掲載の税理士にご相談いただき、e-Taxの利用拡大にご協力ください。

千葉県税理士会船橋支部

税理士名、法人名	事務所、法人所在地	電話番号
相川 和永	船橋市西船4丁目19番5-101号	047-410-1141
秋葉 琢也	船橋市滝台町107-48 第17中央ビル207号	047-436-8151
伊豆倉 博幸	船橋市湊町2丁目1番19号 ルミエール船橋201号	047-406-5286
市原 守	船橋市薬円台1丁目14番2号	047-465-3803
伊藤 鮎美	船橋市二和東6丁目16番4号 京勇ビル1F	047-497-8025
伊藤 しほ子	船橋市飯山満町3丁目1892番地174	047-469-8837
伊藤 節子	船橋市駿河台2丁目19番16号	047-425-8420
大久保 任尉	船橋市宮本3丁目9番2号 三栄ビル2F	047-420-8865
沖山 徹	船橋市金杉6丁目12番18号	047-448-3622
奥田 千栄	船橋市西船2丁目19番1号 西船橋二丁目パーク・ホームズ416	047-460-9672
菊地 智美	船橋市本町7丁目15番19号 TOビル53 205号	047-409-7910
小島 紀子	船橋市三山4丁目6番10号	047-478-6817
齋藤 麻子	船橋市本町7丁目12番22号 四ツ井ビル3階	047-422-4421
佐瀬 俊道	船橋市湊町2丁目2番19号 イシデンビル3階	047-437-0100
鈴木 恭浩	船橋市海神1丁目23番18号	047-407-0017
田仲 賢一	船橋市西習志野1丁目9番8号 南州ビル201号	047-405-9460
田村 典子	船橋市七林町114-43 翠川義秋税理士事務所	047-463-2617
平野 武一	船橋市前原西2丁目34番9号	047-403-9118
古川 毅	船橋市本町6丁目2番10 ダイアパレスステーションプラザ船橋516号	047-401-4664
宮下 常民	船橋市南三咲2丁目33番3号	047-448-7616
深山 秀一	船橋市前原西3丁目17番12号	047-471-4003
森内 勝也	船橋市新高根4丁目6番3号	047-466-2022
山田 卓生	船橋市前原東1丁目6番1-106号	070-4807-6219
渡邊 章	船橋市前原西3丁目5番15号 マルトビル205号	047-406-4972
税理士法人アドライズ	船橋市習志野台7丁目20番75号	047-468-2234
税理士法人スタート 柳町 和巳	船橋市湊町3丁目5番10号	047-432-5886
日本パートナー税理士法人 千葉事務所	船橋市本町3丁目32番20号 東信船橋ビル3階	047-409-6771
税理士法人フロイデ	船橋市高根台6丁目33番20号	047-461-9902

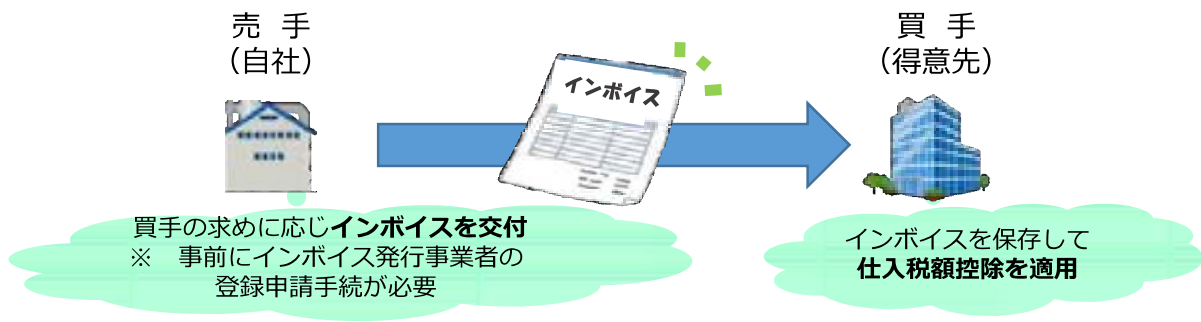
消費税

インボイス制度開始に向けた準備はお済みですか

《課税事業者の皆様》

○ インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは

- 令和5年10月1日からインボイス制度が開始されます。
※ 制度開始時である令和5年10月1日からインボイスを発行するためには、**原則として、令和5年3月31日までに登録申請**を行う必要があります。
- 買手は、仕入税額控除の適用のために、原則として、売手から交付されたインボイス（適格請求書）を保存する必要があります。
- 売手としてインボイスを発行して、得意先である買手が控除を行えるようにするためには、インボイス発行事業者としての登録を受ける必要があります。
※ インボイス（適格請求書）は、「売手が買手に正確な適用税率や消費税額等を伝える」ために交付される書類であり、現在お使いの請求書等に、登録番号や消費税額等を追加したものがインボイスとなります。



○ インボイス制度開始のための周知・広報

- 国税当局では、準備の第一歩として、インボイス発行事業者の早期の登録申請をご案内しています。
※ 登録後に取引先に連絡するなど準備する期間も必要になりますので、早めの登録申請をお勧めしています。
- 取引先との準備を進めるに当たっては、売手及び買手との事前準備を説明した動画を国税庁動画チャンネルに掲載していますので、ご参考としてください。



軽減・インボイスコールセンターでは、一般的なご質問にお答えします

フリーダイヤル **0120 - 205 - 553 (無料)**

9:00~17:00 (土日祝除く)

※ 個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします。

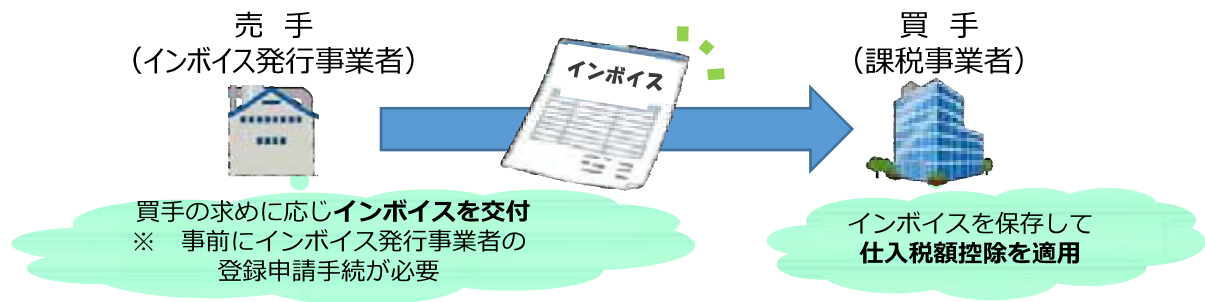
消費税

インボイス制度は免税事業者も関係します

《免税事業者（消費税の申告をされていない方）の皆様》

○ インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは

- ▶ 令和5年10月1日からインボイス制度が開始されます。
 - ※ 制度開始時である令和5年10月1日からインボイスを発行するためには、**原則として、令和5年3月31日までに**登録申請を行う必要があります。なお、制度開始後であっても、随時、登録申請申請を行っていただければ、登録を受けることができます。
- ▶ 買手は、仕入税額控除の適用のために、原則として、売手から交付されたインボイス（適格請求書）を保存する必要があります。
- ▶ 売手がインボイスを発行するためには、インボイス発行事業者としての登録を受ける必要があります（登録は任意です）。
 - ※ インボイス（適格請求書）は、「売手が買手に正確な適用税率や消費税額等を伝える」ために交付される書類であり、現在お使いの請求書等に、登録番号や消費税額等を追加したものがインボイスとなります。



○ インボイス制度とは

インボイス制度とは、課税事業者が消費税を一般課税で申告をする際、インボイスの保存がなければ、仕入税額控除（仕入れに係る消費税額を差し引くこと）が認められない制度です。
⇒ インボイスの保存がなければ、結果として納付税額が増えることとなります。

【例】課税事業者（一般課税）の課税仕入れ等に係る消費税額が1,000円の場合

区分	インボイス開始前 (これまで)	インボイスの保存がある場合	インボイスの保存がない場合
消費税の納付税額の算出 課税売上げに係る消費税額 - 課税仕入れ等に係る消費税額	1000円を課税仕入れ等に係る消費税額として控除可能	1000円を課税仕入れ等に係る消費税額として控除可能	課税仕入れ等に係る消費税額として控除できるのは0円

(注) インボイスの保存がない場合も、仕入税額控除に関し、制度開始から6年間は**一定の経過措置**があります。

軽減・インボイスコールセンターでは、一般的なお質問にお答えします

フリーダイヤル 0120 - 205 - 553 (無料)

9:00~17:00 (土日祝除く)

※ 個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします。

New year and

NEW YEAR

2023



私たちは
新しい風となって
地域に貢献いたします

代表取締役 竹口 朋子



脱プラスチックを目指した紙製ファイル等のご提案や、小ロット対応による大量生産・大量消費からの脱却、またFSC認証紙の使用など、私たちはサステナブル社会を実現するための様々なご提案を行なっております。

印刷

チラシ・ポスター・パンフレット
名刺・封筒・シール・ステッカー
カード・伝票・会報誌・記念誌
大判出力・看板・パネル

コンテンツ制作

取材・撮影・ロゴ・キャラクター
webサイト制作・保守管理
動画・イベント企画運営
ライティング・編集

各種サービス

オリジナルノベルティ制作
防災・衛生用品各種取扱
ネットショップ運営代行
広告代理サービス



webサイトはこちら
<https://www.shinposha.co.jp>

